

110号 「女性に対する暴力をなくす運動」



暴力で傷ついた方と、その周りの皆さんへ

パートナーからの暴力・暴言、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、人権を侵害する行為は社会に深く根付いています。

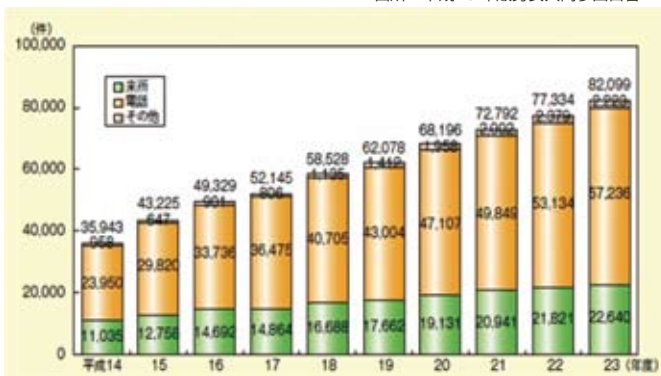
警視庁の統計によると、平成24年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行は4,457件、そのうち4,149件(93.1%)は女性が被害者となった事件です。

女性が被害にあいやすい要因として、女性に対する暴力を軽視・容認する社会風土が挙げられます。

どんな理由があっても、暴力を振るっていい理由にはなりません。一人ひとりが暴力は許されないという認識をしっかりと持ち、非暴力の輪を広げることで、被害者が周りに相談しやすい環境を作ることが出来ます。

【配偶者暴力相談支援センターへの相談件数】

出所：平成25年版男女共同参画白書



また一方的な支配が続くと、被害者が「私が我慢すればいい」「相手を怒らせてしまう自分が悪い」と思い込み、逃げる事が出来なくなってしまうことがあります。その結果、被害が継続・悪化し、心身ともに大きな傷を負ってしまうことになります。

暴力はふるう人に責任があります。ふるわれた人は決して悪くありません。被害者に責任を転嫁することはあってはならないのです。

事態の深刻化を防ぐためには、本人はもちろん、周りにいる人が早い段階で被害の現状に気付き、適切な対応をすることが大切です。

あなたは悪くありません

～ひとりで悩まず相談を～

《人材育成交流センターめぶき》

女性相談 Tel:896-1215 月～金 10時～17時

《児童家庭課》

女性相談 Tel:893-4411(内線180)

月～金 10時15分～17時

《女性の人権ホットライン》

Tel:853-1102 月～金 8時30分～17時

※専属人権擁護委員による相談は10時～16時

《強姦救護センター・沖縄(REICO)》

Tel:890-6110 水 19時～22時・土 15時～18時



内閣府は、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を『女性に対する暴力をなくす運動』の実施期間と定めています。

宜野湾市もこれに順じ、パネル展を開催します。

『女性に対する暴力をなくす運動』パネル展

テーマ:セクハラ防止について

期間:11月9日(土)～11月24日(日)

場所:サンエーコンベンションシティ 店内3階フロア

※11月は児童虐待防止推進月間であり、児童虐待防止パネル展と同時に実施します。

※11/25(月)～12/10(火)の期間は、人材育成交流センターめぶきにて展示を行います。

問合せ:市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎893-4411(内線421)



「お互いに 未来を掴もう 共同参画」

めぶき情報 112号

☆めぶき講座(第7回)

老いは誰にも等しく訪れます。そして、避けては通れないのが「介護」です。地域でも一人暮らしの高齢者が増えており、男女共に協力しなければ高齢化社会を乗り切ることはできません。老後の問題を自分の事として向き合い、地域の高齢者が安心して暮らすために何が必要なのかを一緒に考えてみましょう。

「地域づくりとしての高齢者問題を考える」
ある一人暮らしの男性の末期を振り返りながら

講師:大兼久知子(主任介護支援専門員)
日時:11月25日(月)午後7時～9時

☆めぶき講座(第8回)

君を幸せにする!と結婚しても、家庭と仕事の間に挟まれ、悩んでいる父親は多いものです。そんな状況を打破するため、本講座では、夫が知らない妻のこころなど、これまで誰も教えてくれなかった夫婦必須事項を紹介し、笑顔の家族を増やします。ぜひ、ご夫婦でご参加下さい。

「パパが育児に目覚める方法」
～学校や産婦人科では教えないわくわく人生の秘訣～

講師:熊本浩平(西原町役場 保健師)
日時:12月10日(火)午後7時～9時

場所:めぶき研修室2
対象:市内在住・在勤・在学の方
受講料:無料

☆受講ご希望の方は事前にお申込み下さい。
(一時保育をご希望の方は予約が必要です。
一週間前迄にご連絡下さい。)

問合せ 宜野湾市志真志一丁目15-22人材育成
交流センターめぶき ☎896-1215